

# 会則

改正 1996年12月14日  
改正 1998年10月17日  
改正 2001年06月16日  
改正 2002年08月10日  
改正 2005年12月10日  
改正 2012年01月14日  
改正 2015年01月25日

## 名称

本会は                      筑波大学オリエンテーリング愛好会に参加した人たちの会と呼びます。

## 本部

本会の本部は世話人代表宅(長野県上田市中央北 3-2-34 新田宿舎B102)に置きます。

## 目的

本会は筑波大学オリエンテーリング愛好会、筑波大学体育会オリエンテーリング部に参加したという縁を  
発展させることを目的とします。

## 事業

本会は目的を達成させるための事業を行います。

## 構成員

本会はかつて筑波大学オリエンテーリング愛好会・筑波大学体育会オリエンテーリング部の活動に参加  
し、本会の目的に賛同する人により構成されます。各学年に1名の世話人をおき、世話人から構成員へ  
連絡を行います。

## 賛同金

本会は本会の目的に賛同する人から賛同金を集めることができます。

## 運営機関

本会には次の役員を置き、ほかに必要に応じて役員を置きます。

1. 世話人代表
2. 会計
3. 事務局

## 役員の仕事

1. 世話人代表は本会を統括し代表します。
2. 会計は本会の財務を統括します。
3. 事務局は本会の庶務を処理します。

## 役員を選出

役員は総会において選出されます。

## 役員の任期

役員の任期は2年とし、再任は妨げません。

## 総会

総会は毎年度1回世話人代表が召集し、必要な事項について話し合います。

## 財務

本会にかかる経費は、賛同金・事業収入・寄付金・その他の収入により賄います。

## 会計年度

会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

## 会則の改正

本会則は総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正することができます。  
ただし本部住所については総会にて世話人代表が改選された場合、ならびに世話人代表が転居した場合に限り、総会の承認なしに改正が可能です。

## 新規賛同者の募集に関する要項

本会は次に該当する人たちに新規賛同を呼びかけます。

1. 筑波大学**体育会**オリエンテーリング部愛好会会員名簿のうち最終学年の欄に載っている人。
2. かつて筑波大学オリエンテーリング愛好会・筑波大学**体育会オリエンテーリング部**に参加し会員の推薦する人。
3. 筑波大学オリエンテーリング愛好会・筑波大学**体育会オリエンテーリング部**に対し常に適切な助言を下さりその発展に大きな力となった人を、会員の推薦に基づき特別会員(通称エリート会員)とします。

## 附 則

### 《通称》

本会の通称は筑波大OB愛好会と呼びます。

### 《賛同金規則》

1. 賛同金は年間 1,000 円とします。
2. 構成員同士が結婚した場合は、原則として年間 1000 円のみ納めます。